

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書

令和 年 月 日

(宛先)津幡町長

津幡町税条例附則第13条の3第2項の規定により、下記の家屋に係る認定長期優良住宅の減額措置の適用について、関係書類を添えて次のとおり申告します。

納税義務者の住所	(連絡先 — —)		
納税義務者の氏名又は名称	印		
個人番号	— —		
家屋の所在地	津幡町		
家屋番号	種類(用途)		
構造	延べ床面積	㎡	
	住宅床面積	㎡	
建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
備考			

(注1) 申告書には、必要書類等を添付してください。(必要書類については裏面をご参照ください。)

(注2) 申告書を提出する日が、新たに固定資産税を課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日以降になる場合は、申告書を提出できなかった理由を備考欄に記載してください。

○申告書に添付する必要書類

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)第6条、第9条
又は第13条に規定する通知書の写し

○対象となる住宅の要件について

- 1 新築時期が長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日(平成21年6月4日)から令和2年
3月31日までのもの
- 2 住宅部分の床面積が50㎡以上280㎡以下(一戸建以外の貸家住宅の場合は40㎡以上)のもの
なお、共同住宅などで、屋内にある廊下、階段、エレベーターホール等の共用部分がある場合は、
この部分の床面積を各戸の床面積の割合に応じて按分し、按分後の各戸当たりの床面積で判定します。
また、店舗付き住宅のように住宅部分と住宅以外の部分とがある場合は、住宅部分の床面積が
延べ床面積の2分の1以上となるものに限られます。

減額される期間について

- 1 3階建て以上の耐火住宅・準耐火住宅・・・新築後7年間
- 2 上記以外の住宅・・・・・・・・・・・・新築後5年間